

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表1に掲げる部分については公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月1日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成15年1月から平成18年3月までの「教育委員会会議」において、「指導力不足教員」の認定にかかわって教育委員が扱った書類、資料、テープ録音（最新式を含む録音）、会議録及び会議録の録音全部」
- (3) 実施機関は公開・非公開を決定するにあたり教育委員会に附議する必要があるため、同月13日、公開請求者に対し公文書公開決定等期間延長を通知した。
- (4) 同月20日に申立人より、「公文書の件名に訴訟での相手方(被告)の対等性を確保するためを追記する」旨の補正書の提出があった。
- (5) 実施機関は対象公文書として、「指導力不足教員の認定に関して教育委員会会議で教育委員が扱った書類・資料及び会議録(平成15年1月から平成18年3月まで)」を特定し、同年12月15日付けで、部分公開決定を行った。
公開しない部分及び公開しない理由：別表2のとおり
- (6) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開を不服として同月27日に異議申立てを行った。
- (7) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い平成19年1月11日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の部分公開決定を取消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は、以下のとおりである。
ア 「個人情報」というのではなく、公務員(教員)の職務及び職務遂行に関する情報の公開を求めている。
イ 個人が識別されはしないし他の情報と組み合わせても識別はされない。
個人の権利利益を害することも、そのおそれもない。
ウ 自己情報をコントロールする権利の保障にかかわって、公開してもら

権利がある。

エ 会議の非公開はその会議録の非公開に帰結しない。島根県教育委員会会議規則 8 条及び 24 条で会議及びその会議録は原則公開となっている。会議録を非公開とするには法令又は条例に明文で規定されていなければならない。非公開が前提での作成のものでもそれを非公開とする理由にはできない。

オ 決定等が出されるまでの「意思形成過程」こそ、憲法に基づく知る権利を保障し、行政の透明性を高める上で欠かせないものである。発言者の発言内容は、県民が県政に関して必要とする情報を得るために周知されるべきである。

カ 当該教員の評価等についての情報が入手しにくくなるということもないし、事務の遂行や公正かつ円滑な人事管理に支障も及ぼされない。人事管理の事だからこそ公正、平等のために公開すべきである。「人事」といっても終了している件であり、教職員全員が「知る権利」のある事柄である。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び補足説明の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 教育委員会会議の報告資料は、対象教員の状況、対応等について細かく記載されたものであり、個人情報である。これらの資料には氏名等特定の個人を識別できる情報だけでなく、直接個人を特定することはできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別できる情報を含んでいる。また、第三者に公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。

イ 児童生徒に適切な指導が行えない教員として認定された場合の「対応について」の説明部分のうち一部については、公開すると、対象者が限られることにより個人が特定されるおそれがある。

(2) 条例第 7 条第 5 号該当性について

教育委員会会議では人事案件のため非公開で審議されている。非公開で行われた中での事務局・教育委員等の発言について公開することになると、今後会議において率直な意見交換又は意思決定ができなくなるおそれがある。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 児童生徒等に適切な指導が行えない教員として認定された教員については研修等の措置がとられている。この研修等に関する資料は人事管理に関するものである。これらの資料が公開されると、当該教員の評価等についての情報が入手しにくくなるなど今後の同種の案件も含めて事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 報告資料の中の「対応について」の部分は、対応を決める人事上の判断が公開されると、今後の同種案件における判断に支障をきたすおそれがある。

ウ 報告第 9 6 号における「認定及び対応について」の中の認定にかかる記載の部分が公開されると、人事上の判断の基準と誤解され、今後の同種案件における判断に支障をきたすおそれがある。

エ 報告資料において、「研修・支援における留意事項」、「研修体制等」、「学校への対応」「その他」の部分は人事上の措置に関する事項であり、公開されると今後の同種案件における措置に支障をきたすおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公開請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件公文書について

実施機関は、本件請求の対象公文書として、島根県教育委員会が、第1348回、第1351回、第1354回、第1371回及び第1385回教育委員会会議で審議された際の次の議題に関する報告資料と議事録を特定した。

- ・第1348回 児童生徒に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱について
- ・第1351回 島根県公立学校教員指導力審査委員会について
- ・第1354回 児童生徒に適切な指導が行えない教員の認定及び対応について
- ・第1371回 児童生徒に適切な指導が行えない教員の認定(認定解除)及び対応について
- ・第1385回 児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の認定解除及び認定とその対応について

このうち、第1348回と第1351回の本件議題については公開の会議の中での議題であり、報告資料と議事録も全て公開している。異議申立ての対象となったのは、第1354回、第1371回及び第1385回の本件議題の報告資料と議事録についてである。これらの審議は人事に関する案件であることから、非公開の会議の中で行われたものである。またこれらの議題は報告事項としてあがっている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は原則として非公開とすることを定めたものである。

なお、異議申立人は、「自己情報をコントロールする権利の保障に関わって、公開してもらいたい権利がある」と、個人情報開示に関する主張をしている。しかし、本件請求は個人情報保護制度の中での開示請求ではなく、情報公開制度の中での公開請求であり、仮に対象公文書の中の個人情報が請

求者本人のものであったとしても、当該個人以外からの請求に対する判断と同様に判断せざるを得ない。

以下、この考え方を前提に判断していく。

ア 特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの

① 該当教員の「氏名」、「年齢」、「学校名」、「教育委員会名」及び「生年月日、学歴、勤務歴が記載されたプロフィール」といった情報は、いずれも一体として特定の個人を識別され得る情報であるため条例第7条第2号本文に該当する。

② 実施機関は、児童生徒に適切な指導が行えない教員として認定された場合の「対応について」の説明部分のうち一部については、公開すると、対象者が限られることにより個人が特定されるおそれがあると主張するが、この非公開部分を公開しても、特別な関係人でなければ該当教員を識別することはできない。一般人が通常に入手し得る関連情報と組合わせても識別できない。

イ 特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するもの

① 報告資料（参考資料を含む）の中の「状況について」、「これまでの経緯」、「問題行動の状況」及び「写真」については、そのほとんどが該当教員に関する状況や評価が記載されている部分で、個人の資質や能力に直接関連した内容であり、また通常他人に知られたくない機微な情報でもあり、一体として本人の人格に密接に関わる情報であると認められるため、条例第7条第2号に該当する。

また議事録においても、これらについてそれぞれ説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一理由で条例第7条第2号に該当する。

② 報告資料の中の「対応について」は、児童生徒に適切な指導が行えない教員として認定され、その後の対応内容が記載される部分である。

この情報は、児童生徒に適切な指導が行えない教員として認定されたケースについて、その後の対応で制度が適切に運用されているかを県民が確認し得る重要な情報である。

確かに、この対応内容は対象者の状況に応じて個別に決定されるものであるため、「対応について」の記載内容は個人の評価に言及しているとも考えられなくはない。そうであれば、本件部分が公開されることによる本人の心理的な負担を考え、個人の権利利益を害するおそれという点から慎重に考えなければならない。しかし、既に児童生徒に適切な指導が行えない教員の案件として出されている中で、定型的な記述である本件情報が公開されても、本人に心理的負担がかかるとまでは考えがたい。したがって、公開することで個人の権利利益を害する情報とまでは認められず、条例第7条第2号には該当しない。

また、議事録においても、対応内容について説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一理由で条例第7条第2号には該当しない。

③ 第1354回会議における報告第96号の報告資料において、2-(2)-②「認

定及び対応について」に記載されたものの中の認定について記載された部分は、教育委員会事務局の結論の部分であり、同時にその後の対応を評価する前提となるべき情報である。本制度が適切に運用されているかを評価するためには、このような性質の情報は明らかであることが必要である。

確かに、認定についての情報は、対象者の状況に応じて個別に決定されるものであるため、個人の評価に言及しているものとも考えられなくはない。しかし、この情報は②で述べた「対応について」の情報と同様に、児童生徒に適切な指導が行えない教員の案件として出されている中で、本人に心理的負担がかかるとまでは考えがたい。したがって、公開することで個人の権利利益を害する情報とまでは認められず、条例第7条第2号には該当しない。

また、議事録においても、認定について説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一理由で条例第7条第2号には該当しない。

④ 但し、報告第96号の報告資料において、2-(2)-②「認定及び対応について」に記載されたものの中の対応についての記載部分は、本人の機微な状況と密接に結びつくものであり、この部分を公開されることによる本人の心理的負担は相当大きなものであると考えられる。したがって、公開することで個人の権利利益を害するおそれのある情報と認められ、条例第7条第2号に該当する。

⑤ 報告資料の中の「研修・支援における留意事項」、「研修体制等」及び「学校への対応」は、②で述べた対応を行うにあたっての留意事項、体制の構築、また、学校への指導(指示)事項や具体的な人事上の措置について記載されている部分である。

これらは、適切な指導が行えない教員として認定された教員に対する対応が、実際に適切な環境の中で適切な運用となっているか、教育現場の環境も配慮されたものとなっているかを県民が確認できる点では重要な情報である。

しかし、本件部分の情報は対象者の状況に応じて個別に作成されるものであり、学校への具体的な人事上の措置の部分以外は個別の個人評価への言及として読めるとも考えられる。そうであれば本件部分が公開されることによる本人の心理的な負担を考え、個人の権利利益を害するおそれという点から慎重に考えなければならない。

なお、審査会が該当部分を見分したところ、対象者固有の能力や現状評価が加味された内容と捉えられる記述部分と、対象者固有の状況等が加味されたものではない、一般的あるいは定型的な内容と捉えられる記述部分がある。

このうち、対象者固有の能力や現状評価に基づいた内容と捉えられる部分は、個人の資質や評価に直接関連し、欠点を暗示しているとも受け取れることから、公開することによる対象者の心理的負担は相当大きなものと考えられる。したがって、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号に該当する。しか

し、一般的あるいは定型的な内容と捉えられる部分については、対象者の心理的負担を考慮してもなお、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号には該当しない。

また議事録においても、対応に関しての留意事項について説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一判断となる。すなわち、対象者固有の能力や現状評価が加味された留意事項と捉えられる部分は、条例第7条第2号に該当するが、一般的あるいは定型的な留意事項と捉えられる部分は条例第7条第2号には該当しない。

- ⑥ 議事録において、報告資料説明の外にも非公開とされている部分があるが、その内容をみると、該当教員自身の心情、また該当教員に関する状況や評価、さらには、該当教員の状況や評価を踏まえての意見等が記載された部分がある。これらは、通常他人に知られたくない機微な情報を含んだ、個人の資質や能力に直接言及したものと受け取れ、本人の人格の尊厳に密接に関わる情報であると認められる。このような情報を公開することによる、該当教員の心理的負担は相当大きなものと考えられる。したがって、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書ウについて

異議申立人は公務員の職務及び職務遂行に関する情報の公開を求めていると主張するが、児童生徒等に適切な指導が行えない教員として、人事管理上の措置を受けるといふ公務員の身分に関する事項は、個人の資質、名誉に関する当該公務員固有の情報であり、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

(4) 条例第7条第6号該当性

本号を理由に非公開とした部分について、(3)により条例第7条第2号該当性と認められる情報については条例第7条第6号での該当性は論ずるまでもない。

また、適切な指導が行えない教員として認定された教員への対応に関する制度が、実際に適切な環境の中で適切な運用となっているか、教育現場の環境も配慮されたものとなっているかといった情報は、児童、生徒が適切な教育を安心して受けられるという公益性の点からも、実施機関には説明責任があるということも踏まえた上で、以下検討していく。

ア 報告資料の中の「対応について」の部分において、実施機関は対応を決める人事上の判断が公開されると、今後の同種案件における判断に支障を来すおそれがあることから本号を理由に非公開としている。しかし、児童生徒に適切な指導が行えない教員として認定された教員には、児童生徒に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱に沿った対応をとることが当然に予測されることを考えると、この対応の判断が公開されても、実施機関の主張するおそれがあるとはまでは認められず、本号には該当しない。

なお、この情報は、児童生徒に適切な指導が行えない教員として認定されれば、その後の対応も制度として適切に運用されているかを確認し得る

重要な情報であることは(3)のイの②でも述べたとおりである。

また議事録においても、対応について説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一理由で条例第7条第6号には該当しない。

イ 報告第96号の報告資料において、2-(2)-②「認定及び対応について」の中の認定にかかる記載の部分において、実施機関は人事上の判断の基準と誤解され、今後の同種案件における判断に支障を来すおそれがあることから本号を理由に非公開としている。しかし、特定の個人や個人に関する状況、経過などがわからない中での、認定についての判断、いわゆる結論の部分が公開されても、実施機関の主張するおそれがあるとまでは認められず条例第7条第6号には該当しない。

なお、認定についての部分は、(3)のイの③でも述べたとおり、教育委員会事務局の結論の部分であり、同時にその後の対応が適切かどうかを評価する前提となるべき情報である。本制度が適切に運用されているかを評価するためには、このような性質の情報が明らかであることが必要である。

また議事録においても、認定について説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一理由で条例第7条第6号には該当しない。

ウ 報告資料の中の「研修・支援における留意事項」、「研修体制等」、「学校への対応」及び「その他」の部分において、実施機関は人事上の措置に関する事項であり、公開されると今後の同種案件における措置に支障を来すおそれがあることから本号を理由に非公開としている。

確かに、(3)のイの⑤で非公開と判断した部分については、公開されることにより、該当教員が研修や指導に対して否定的な姿勢を示すなどの結果、本制度が効果的に実施できなくなるなど、今後の同種の措置等に支障をきたすおそれは考えられる。しかし、(3)のイの⑤で非公開と判断した部分以外の部分については、一般的あるいは定型的な内容と捉えられ、このような情報を公開しても、実施機関が主張するおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第6号には該当しない。

また、学校への具体的な人事上の措置の部分についても、公になると混乱が起きたりする人事構想のような性質のものではなく、公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは考えがたい。むしろ、児童生徒等に適切な指導が行えない教員へ必要な対応をすることに伴う教育現場の環境も、適切なものとなっているかを確認するためには、必要な情報である。以上のことから条例第7条第6号には該当せず、公開が妥当である。

なお、議事録においても報告資料の説明として、対応に関しての留意事項及び学校への具体的な人事上の措置について説明している部分が非公開となっているが、上述したものと同一く、条例第7条第6号には該当しない。

エ 議事録において、報告資料の説明の外にも非公開とされている部分があるが、その内容をみると、該当者への措置、対応についての判断に至るまでの経緯や、評価と結びつく情報が具体的に記載されている。個別の人事案件に関するこのような情報を公開すると、該当教員や関係者に誤解を与えるなどの結果、制度が円滑に機能しなくなるなど、公正かつ円滑な人事

に支障を来すおそれは十分に考えられるため、条例第7条第6号に該当する。

- (5) なお、実施機関は非公開で行われた会議の中での発言について公開することになると、今後会議において率直な意見交換又は意思決定ができなくなるおそれがあるといったことから、非公開理由として条例第7条第5号をあげている。

しかし、これらの発言は、教育委員会事務局で検討し判断された、児童生徒に適切な指導が行えない教員に対する対応等についての教育委員会会議での報告や意見交換等であり、5の(4)で述べたような人事に係る事務に支障を来すおそれはあっても、資料も含め実施機関が条例第7条第5号として主張するおそれは認められず、本号には該当しない。

- (6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

公文書名	公開すべき部分	
(第1354回) 報告第96号		
報告資料	6の1	2-(1)-③対応について ④研修における留意事項 ⑤研修体制等 ⑥学校への対応
	6の2	2-(2)-②認定及び対応について(2行目以降を除く)
議事録	2P目	・23行目19字目から24行目2字目まで ・25行目29字目から27行目12字目まで
(第1371回) 報告第81号		
報告資料	8の1	(4)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む) (5)研修における留意事項
	8の3	(4)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む) (5)支援における留意事項(2, 3, 5及び6行目を除く) (6)研修体制等
	8の4	(5)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む) (6)研修における留意事項 (7)研修体制等(1行目1字目から32字目までを除く部分) (8)その他
議事録	2P目	・4行目 ・15行目9字目から23行目7字目まで
	3P目	・23行目17字目から25行目まで
	4P目	・3行目5字目から4行目4字目まで ・5行目4字目から35字目まで
(第1385回) 報告第89号		
報告資料	6の1	1-(3)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む) (4)研修における留意事項
	6の2	2-(3)対応について
	6の3	2-(1)-③対応について ⑤研修体制等(1行目1字目から27字目までを除く部分) ⑥その他
	6の4	2-(2)-③対応について ⑤研修体制等 ⑥その他
議事録	2P目	・6行目 ・9行目 ・11行目の13字目以降 ・12行目の25字目以降

別表2

公文書名	公開しない部分	非公開理由	
(第1354回) 報告第96号			
報告資料	6の1	学校名・教員氏名・年齢	2号
		2-(1)-①状況について	2・5・6号
		③対応について	2・6号
		④研修における留意事項	2・6号
		⑤研修体制等	6号
		⑥学校への対応	6号
6の2	・学校名・教員氏名・年齢	2号	
	2-(2)-①状況について	2・6号	
	②認定及び対応について	2・6号	
議事録	報告事項に関連する教育委員、事務局等の発言	2・5・6号	
(第1371回) 報告第81号			
報告資料	8の1	学校名・教員氏名・年齢	2号
		(2)状況について	2・5・6号
		(4)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む)	6号
		(5)研修における留意事項	6号
		(6)研修体制等	6号
	8の2	学校名・教員氏名・年齢	2号
		(2)状況について	2・5・6号
	8の3	(4)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む)	2・6号
		(5)支援における留意事項	2・6号
		(6)研修体制等	6号
	8の4	学校名・教員氏名・年齢・教育委員会名	2号
		(3)状況について	2・5・6号
		(5)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む)	2・6号
		(6)研修における留意事項	2・6号
		(7)研修体制等	2・6号
参考資料	(8)その他	6号	
議事録	報告事項に関連する教育委員、事務局等の発言	2・5・6号	
(第1385回) 報告第89号			
報告資料	6の1	学校名・教員氏名・年齢	2号
		1-(1)状況について	2・5・6号
		(3)対応について(次項目中の同じ内容の記載部分を含む)	6号
		(4)研修における留意事項	6号
	6の2	学校名・教員氏名・年齢	2号
		2-(1)状況について	2・5・6号
		(3)対応について	6号
	6の3	学校名・教員氏名・年齢	2号
		2-(1)-①状況について	2・5・6号
		③対応について	2・6号
		④研修における留意事項	2・6号
		⑤研修体制等	2・6号
		⑥その他	6号
	6の4	学校名・教員氏名・年齢	2号
		2-(2)-①状況について	2・5・6号
		③対応について	2・6号
		④研修における留意事項	2・6号
		⑤研修体制等	6号
⑥その他		6号	
議事録	報告事項に関連する教育委員、事務局等の発言	2・5・6号	

(諮問第 7 6 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 1 月 1 1 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 2 月 1 6 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 1 9 年 4 月 2 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 2 年 7 月 1 5 日 (審 査 会 第 1 回 目)	審 議
平成 2 2 年 8 月 2 6 日 (審 査 会 第 2 回 目)	審 議
平成 2 2 年 9 月 1 6 日 (審 査 会 第 3 回 目)	審 議
平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (審 査 会 第 4 回 目)	審 議
平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日 (審 査 会 第 5 回 目)	審 議
平成 2 3 年 1 月 2 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参 考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	H22.10.2まで
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	H22.10.3から